

国際法史上の問題としてのスイスの「独立」(二)

——「ウエストファリア・システム」という名の幻想——*

明 石 欽 司

序論・問題の所在

第一章 スイスの「独立」を巡る「通説」

第一節 スイス史研究及び帝国国制史研究における「通説」

第二節 国際法史研究における「通説」

第二章 「通説」に対する疑問(1)……ウエストファリア条約以前のスイス

第一節 ウエストファリア条約以前の「スイス」と帝国の関係

第二節 ウエストファリア条約以前の「スイス」による「外交」活動・条約締結事例

第三章 ウエストファリア講和会議及び講和条約におけるスイス誓約同盟

第一節 講和会議へのスイス誓約同盟の参加

……………(以上本号)

第二節 ウエストファリア条約におけるスイス誓約同盟……「スイス条項」

第三節 「スイス条項」の評価

第四章 「通説」に対する疑問(2)……ウエストファリア条約以後のスイス

第一節 ウエストファリア条約以後の「スイス」と帝国の関係

第二節 ウエストファリア条約以後の「スイス」による「外交」活動・条約締結事例

結 論
……………(以上八一巻五号)

序論…問題の所在

国際法学（そして、国際関係論）における「ウエストファリア神話」⁽¹⁾、即ち、一六四八年の「ウエストファリア条約」(*Acta Pacis Westphalicae* : 「オスナブリュック講和条約」(*Instrumentum Pacis Osnabrugense*) (以下「IPO」とする。))と「ミュンスター講和条約」(*Instrumentum Pacis Monasteriense*) (以下「IPM」とする。))から成る。⁽²⁾によつて欧州の近代的主権国家相互間の関係、そして近代国際法の歴史が始まるとする理解、を支える重要な歴史的「事実」の一つは、同条約においてスイスの「独立」が法的に承認されたというものである。なぜならば、これにより近代主権国家を構成単位とする欧州国家系の原型がほぼ完成することになるとの解釈が成立することになるからである。

確かに（本稿においても後に触れられるように）、IPO 第六条（IPM 第六一条）（「スイス条項」）は、「スイス誓約同盟」(*die schweizerische Eidgenossenschaft*)⁽³⁾が「帝国からの完全な自由及び免除を有していること」⁽⁴⁾を規定しており、これをスイス独立の「法的」承認であるとする⁽⁵⁾ことは、一見して妥当な解釈であるようにも思われる。また、この一六四八年におけるスイスの「国際法上の法的独立の承認」という理解の背景には、「シュヴァーベン／スイス（人）戦争」を終了させた一四九九年の「バーゼル講和」によつてスイス誓約同盟が帝国からの「事実上の独立」を既に獲得していたという理解が存在する。そして、この一四九九年の「事実上の独立」から一六四八年の「法的独立」へと連なるスイスの独立の過程は、本稿第一章でも確認されるように、国際法史のみならず、歴史学一般における「通説」としての地位を維持してきたものと言える。

しかしながら、近年のスイス史研究者の中には一四九九年以降の事実上のスイスの独立という通説的理解に對

して疑義を提示する者がいる。それらの者による論考は、主としてスイス誓約同盟の構成諸邦(○)⁽⁶⁾それ自体の実態を解明し、或いは諸邦と帝国との関係を検討することを通じて、「通説」に対する批判を試みるものであるが、それらは同時に、一六四八年におけるスイスの国際法上の独立という国際法史研究における通説的理解にも影響を及ぼす可能性を内包しているものと思われる。

そこで本稿では、ウエストファリア条約の前後も含めて、スイス(誓約同盟)が帝国及び帝国外の諸勢力とどのような関係を有したのかを検討し、同時に同条約における「スイス条項」の意味を明らかにすることを通じて、スイスの独立を巡る通説的理解の再検討を試みることにしたい。そのために以下では、次の順で議論が展開される。まず、スイスの独立を巡る「通説」の内容を、スイス史及び帝国国制史研究の観点と国際法史研究の観点から確認する(第一章)。次に、ウエストファリア条約以前の帝国とスイス誓約同盟の関係を巡る「通説」に対して疑問を投げ掛ける論考を紹介すると共に、同時期の誓約同盟及び同盟構成諸邦による「条約」の締結(それは、自立した「外交」能力の保持を傍証するものと考えられる)に関する事例を確認する(第二章)。続いて、ウエストファリア講和会議期におけるスイスと帝国の関係を理解するために、同会議へのスイス参加の実態について論ずると同時に、ウエストファリア条約におけるスイスの取扱いについて論ずる(第三章)。最後に、同条約以降の時期について第二章と同様の事項について論ずる(第四章)。

第一章 スイスの「独立」を巡る「通説」

第一節 スイス史研究及び帝国国制史研究における「通説」

ウエストファリア条約に至るまでのスイスの法的地位を巡る「通説」を考察にするに当たり、まず、スイス諸

邦、特に、スイス誓約同盟の一三世紀以降の歴史的展開について概観することから始めることとしたい。そして、その際に先ず確認されるべきことは、現在の「スイス連邦」の直接的起源と考えられる中世末以降のスイス地方の歴史は、神聖ローマ帝国からの分離を進める過程として理解されるという点である。

スイス地方における最初の地域同盟の構成主体となつたのは、現在のスイスの中央部に位置する溪谷地帯に存在した「溪谷共同体」(Talgemeinde)であった。それら共同体の一つであるウーリ(Uri)が一三三一年に、その九年後にはシュヴィーツ(Schwyz)が、各々皇帝特許状を獲得しているが、このことは両共同体が帝国直属資格を付与されることを意味した。⁽⁷⁾さらに、一三〇九(または二四)年にウンターヴァルデン(Unterwalden)全体(但し、ウンターヴァルデンとは、その東半分を占めるニートヴァルデン(Nidwalden)と西半分を占めるオブヴァルデン(Obwalden)の総称であつて、両者は異なる歴史を歩む。)が帝国直属資格を承認される。⁽⁸⁾以上の三邦は「原初(三)邦」(Urkanton)と呼ばれてゐる。⁽⁹⁾さらにその後も、一五世紀後半に至るまでに、チューリッヒ(Zürich)・ベルン(Bern)・ルツェルン(Luzern)・ツーク(Zug)・グラルス(Glarus)等が帝国からの特権を獲得する。⁽¹⁰⁾ウエストファリア条約の時期に誓約同盟を構成した二三邦の中で、以上の諸邦は「八古邦」(Acht alte Orte)と呼ばれる。その他の五邦(フライブルク(Freiburg)・ゾロトゥルン(Solothurn)・バーゼル(Basel)・シャフハオゼン(Schaffhausen)・アッペンツェル(Appenzell)は当初「属邦」(Zugewandter Ort)⁽¹¹⁾であつたが、一四八一年から一五一三年にかけて邦の地位を獲得した。⁽¹²⁾)

以上の諸邦の間では、例えば、一二四三年にベルンとフライブルク間の都市同盟が結ばれているように、一三世紀前半には上級領主への対抗手段としての同盟が構築されている。⁽¹³⁾そして、一二九一年七月一五日にハプスブルク家出身の皇帝ルドルフ一世が死亡すると、同年八月一日にウーリ・シュヴィーツ・ニートヴァルデンの三共同体が同家の支配に抗して同盟(原スイス永久同盟)を結成する。⁽¹⁴⁾この同盟は「自由と自治」と地域の平和維持

のために無償の相互援助を誓約したものであり、これが現代に至るスイス国家誕生の出発点とされている。⁽¹⁵⁾ (尚、この同盟は、ラントフリーデのための古くからの(正確な起源は不明のようである)同盟の更新として結成されている。)⁽¹⁶⁾そして、この同盟は、「誓約同盟」(Eidgenossenschaft)として一三一五年二月九日の更新を経て次第に拡大し、一四八一年には(フライブルク・ゾロトゥルンの加盟により)スイス地域のドイツ語圏を越えるまでに成長するのである。⁽¹⁷⁾

一五世紀後半までのこのような勢力の増大を背景として、スイス誓約同盟は、帝国税の支払命令や皇帝軍への兵員供出要求を拒絶し、⁽¹⁸⁾また帝国最高法院(帝室裁判所(Reichskammergericht))の命令の適用を拒否するなどした。⁽¹⁹⁾そして、武力衝突(シュヴァーベン/スイス(人)戦争)の末に一四九九年九月二二日に講和(バーゼル講和)が結ばれ、帝国最高法院の管轄権からの免除が誓約同盟に与えられると共に、一般帝国税(ゲマイナー＝ブフェニヒ)も取り下げられたのである。⁽²⁰⁾そして、このことをもって、シュヴァーベン同盟の指導的地位にあったハプスブルク家が帝位を保持する帝国から、誓約同盟が事実上独立したとされているのである。⁽²¹⁾

このように、一四九九年以降のスイスが少なくとも事実上は帝国から独立した地位にあったとする評価が生まれ、それを前提として、スイスの独立に「法的な承認」を与えたものがウエストファリア条約であるとされることになる。そのような理解は、先ず、スイスまたは神聖ローマ帝国を巡る通史的記述において確認される。例えば、ウィルソン(P. H. Wilson)は、彼の著書『神聖ローマ帝国(一四九五年—一八〇六年)』において、「スイス諸邦を支配下におこうとしたハプスブルク家の試みは何度も失敗に終わり、この結果スイスは、一四九九年に帝国から事実上の(*de facto*)独立を達成」し、「この独立は国際的には、一六四八年に承認された」と簡潔に述べている。⁽²²⁾また、イム・ホーフ(U. Im Hof)によるスイス通史の記述においては、ウエストファリア条約によりスイスの「神聖ローマ帝国からの国際法上の分離」が行われたとされる。⁽²³⁾さらに、『新ケンブリッジ近代史』シリ

ーズにおいても、(バーゼル講和が領地的現状についての何らの変更をもたらないことやスイスに対する帝国の権威の主張については沈黙するといった指摘に表わされているように、その記述は詳細ではあるものの)「バーゼル講和により、皇帝」マキシミリアンはスイスの独立という事実を受け入れた⁽²⁴⁾とされると共に、「フランス革命に至るまでウエストファリア条約は欧州国家系の基礎とみなされ」「ネーデルラント諸州連合」「オランダ」とスイス同盟 (the Swiss Confederation) 二国の独立承認は、国家の創設や消滅についての批准を欧州全体の会議 (a European congress) のみが行い得るとの確信をある程度は認し得たのである⁽²⁵⁾とされている。尚、日本においても、『西洋史辞典』は「スイス連邦共和国」に関して、「シュヴァーベン戦争の勝利で神聖ローマ帝国からの分離が確定」し、「一六四八年ウエストファリア条約によって独立を国際的に承認された⁽²⁶⁾」としている。この他にも同様の見解を示す通史的著作は多い⁽²⁷⁾。

このような理解は、スイス史や帝国国制史に関連する個別研究においても受容されている。例えば、シュタトラー (P. Stadler) は、ウエストファリア条約によって、一四九九年以降に誓約同盟に参加した邦の帝国からの正式な独立が疑いないものとされると同時に、帝国法上のみならず、国際法上も「誓約同盟全体の主権」(die gesamt Eidgenössische Souveränität) が承認されたとしている⁽²⁸⁾。また、伊藤は、IPO 第六条により「帝国裁判所の管轄権からバーゼル市及びスイスが免属されること」は「中世以来裁判権が君主権の中核とみなされていたことから」、「帝国からの離脱を意味するものとなった⁽²⁹⁾」としている。

以上のような「通説」は、ゾイクリスト (H. Sigris) によれば、一九世紀末以降に受容されたものという。即ち、「誓約同盟の帝国からの分離は、帝冠のハプスブルク家への移動を通じて準備され、シュヴァーベン戦争を通じて事実上完了され、一六四八年には形式的にのみ再度確認された、というエクスリ (W. Öchsli) の「一八九〇年の論文における」叙述は、全ての歴史の著作に受け入れられ、それ以降最早真剣に議論されることはなかつ

た」のである。⁽³⁰⁾

第二節 国際法史研究における「通説」

以上のようなスイスの独立を巡る歴史学上の通説的理解は、諸々の国際法史概説書の記述においても共有されている。それを最もよく代表するものが、ヌスバウム (A. Nussbaum) による次のような記述である。

「一四九九年にスイス (Switzerland) は、バーゼル講和を通じてあらゆる点で帝国から分離した。この分離はスイスとオーストリア (オーストリア大公は同時にドイツ皇帝であった) との間の長きにわたる闘争の結果であった。一四九九年以降もスイスはときには帝国の構成員として振舞い、またウェストファリア条約 (一六四八年) によってようやくその独立の法的承認を獲得したものの、スイスは一四九九年から主権国家 (a sovereign state) とみなされてきた。」⁽³¹⁾

また、ウェストファリア条約とスイスの関係に限定するならば、例えば、ツィークラー (K.-H. Ziegler) は、「一六四八年のウェストファリア条約 (IPM 第六一条・IPO 第六条) において、スイスの主権 (die Souveränität der Schweiz) も正式に確認され」、「スイスの諸邦 (Helvetium cantones) は『帝国からの完全な自由及び免除』 (plena libertas et exemptio ab imperio) を有するものとされた」としている。そして、ツィークラーはこのことをもって、「オランダの完全な主権の承認」と共に「国際法共同体の新たな構成員の発生と承認に関する近代的諸原則の発達の出発点が据えられた」⁽³²⁾とするのである。

同様に、トゥルヨル＝イ＝セラ (A. Truyl y Serra) は、「ウェストファリア条約がスイス同盟 (la Confédération helvétique) とオランダ (les Pays-Bas) の帝国との関係における独立、既に事実上存在していた独立、を正式に承認した」⁽³³⁾旨を記している。グレーヴェ (W. G. Grewe) も、同条約においてオランダの独立と並んで、帝国の紐帯からの「スイス誓約同盟」の「解放」が行われたことを指摘している。⁽³⁴⁾そして、ルーロフセン (C. G.

Roelofsens) も同条約によって「スイス誓約同盟」と「ネーデルラント共和国」が帝国に帰属しなくなったとして⁽³⁵⁾いる。さらに、ゴリーエ (D. Gaurier) も「諸州連合」(Provinces-Unies) 即ち、オランダと同様にスイス諸邦 (les cantons helvétiques) 及びバーゼルが独立 (indépendance) を承認されたとして⁽³⁶⁾いる。その他にも、“Que sais-je?” シリーズに含まれている『国際公法史』(Histoire du droit international public) において、「スイスは、その国際的承認は一六四八年のウエストファリア条約まで生じないにしても、一四四九年のバーゼル講和において帝国から分離し、主権国家 (État souverain) を構成する」として、通説そのものが記述されている⁽³⁷⁾。

このような理解は、一八・一九世紀の「国際法」文献においても確認され得る。例えば、ヴァッテル (E. de Vattel) は、一七五八年に公刊された彼の著書『国際法』(Le droit des gens) において、人民の独立を巡る議論の中で「スイスの」独立がウエストファリア条約において皇帝及びドイツ全体 (tout le Corps Germanique) により承認された⁽³⁸⁾とし、また、使節権に関する議論の中で、スイスの使節の地位に関連して「一六四八年にウエストファリア条約中で帝国から自由で独立であることが厳粛に承認され「た」⁽³⁹⁾としていのである⁽⁴⁰⁾。また、米国の外交官であったホイートン (H. Wheaton) は、一八四五年に公刊された『欧米国際法史』(History of the Law of Nations in Europe and America) において、「スイス諸邦 (the Swiss Cantons) 及びネーデルラント諸州連合が帝国との古き関係から切り離されることとなった政治革命を、ウエストファリア条約が確認した」こと、そして「これらの連邦制共和国 (federal republics) の独立 (indépendance)」が承認されたことなどを論じている⁽⁴¹⁾。

以上で確認されたように、スイスの独立を巡る「通説」は国際法史研究においても広く維持されており、しかもそのような理解は一八世紀中葉以降から存在してきているように思われる。しかしながら、本稿「序論」において触れたように、近年では「通説」に対して疑念を抱かせるような若干の論考が登場しているのである。

第二章 「通説」に対する疑問(1)…ウエストファリア条約以前のスイス

第一節 ウエストファリア条約以前の「スイス」と帝国の関係

「通説」が内包する第一の問題点は、「バーゼル講和」の内容に関連する。「通説」によれば、同講和が「事実上の独立」をスイス誓約同盟に付与したとするのであるが、この講和の内容に関して最初に確認されなければならない事実は、そこには誓約同盟に「主権」や「独立」を承認するというような文言は登場しないということである。⁽⁴²⁾そして、この事実の解釈を巡っては、相対立するような諸説が提示されている。

一方で、例えば、複数のスイス史研究者によって著されたスイス通史(『スイス及びスイス人の歴史』)においては、一四九九年のバーゼル講和には、誓約同盟の帝国からの分離を明示した条項は存在しないものの、この講和条約の条文にはそれが含意されていると主張されている。⁽⁴³⁾また、ガラティ(E. Gallati)は、バーゼル講和において、誓約同盟の主権は「あたかも暗黙の前提とされていた」とした上で、誓約同盟の帝国からの分離が規定されていないと同時に、その帝国への帰属もどこにも言及されていないことに着目し、その原因として、皇帝が誓約同盟を神聖帝国の構成員として恩寵と好意のもとに再び置くことを規定した当初の講和条約案中の箇所が誓約同盟の要請によって削除されたことを指摘している。この主張は通説をより積極的に推し進めているものと解される。⁽⁴⁴⁾(尚、ガラティは、一四九九年に事実上の独立を達成し、その正式な承認が一六四八年であるとする通説は、一世紀半以上の期間にわたり、あたかも「誓約同盟が正式の承認を求めた」かのような印象を与えるが、事実はそうではないことも指摘している。⁽⁴⁵⁾) 結局、これらの諸説では、「若干のより偉大な文書と同様に、バーゼル講和の主たる重要性は、それが語らなかった事柄に存在している」⁽⁴⁶⁾との立場が採られているのである。

他方で、一五世紀において「誓約同盟は帝国の中に何よりもキリスト教世界全体（その頂点には皇帝が『教会の保護者（*advocatus ecclesiae*）』として立っている）の保護者（*die Schutzmacht*）を見たのであり、この帝国についての解釈はその後の数世紀間においても守られた」こと、そして「帝国当局との重大な紛争、例えば『シユヴァーベン／スイス（人）戦争』自体も、このコンセンサスを動揺させることはできなかった」ことを指摘した上で、「確かに一四九九年のバーゼル講和は、誓約同盟諸邦を一定の義務から解放したが、条約の条文についての先入観をもたない解釈が示すように、決して帝国の紐帯からの分離を記したのではなかった」と主張する説がある。⁽⁴⁷⁾

また、ズイクリストは、シユヴァーベン戦争を帝国改革に反対する誓約同盟と帝国との戦争とする通説的見解に同調せず、それをハプスブルク家対スイス誓約同盟の紛争とみなし、また、誓約同盟の「帝国からの事実上の分離」を認めたとされるバーゼル講和（特に、その第八・九条）について、「現実には誓約同盟は、帝国に対する自らの関係をそれまで常にそうであったのと同様のものに留めることのみを求め」ているのであって、「[誓約同盟は]帝国からの分離について全く考えなかった」としている。⁽⁴⁸⁾

このような異論は、「バーゼル講和による事実上の独立からウェストファリア条約による法的（正式）な独立へ」という通説的理解の前提を揺るがす重大な問題提起である。本稿ではこれら諸説についてその真偽を問うことはできない。しかしながら、「通説」においても、またそれら諸説においても、検討の対象とされていない事項が存在する。それは、スイス誓約同盟の「国際的」活動という側面についての検討である。即ち、従来の諸説は「帝国からの独立」を論じているが、それらにおいては、帝国外の諸国との関係においてスイス誓約同盟（及びその個々の邦）がどのような地位にあったのかという問題が看過されているのである。仮に、近代国際法の理論に基づいて「独立」やそれに伴う筈の「主権」の存在を論じようとするならば、このような問題の検討も必要とされるはずである。そこで、次節ではこの点について、誓約同盟（またはその構成邦）が締結した「条約」を

検討しながら、考察することとしたい。

第二節 ウェストファリア条約以前の「スイス」による「外交」活動…条約締結事例

まず、帝国外の存在としてスイス諸邦と最も密接な関係にあったと考えられるフランスがそれらとの間で締結した「条約」を見てみたい。例えば、一六世紀初頭に両者間に紛争が発生した際、一五一六年一月に「恒久平和条約」(Traité de Paix perpétuelle)⁽⁴⁹⁾が締結されていることに表されているように、バーゼル講和後のかなり早い時期からフランスはスイス誓約同盟を一体として条約の相手側当事者として認めていた⁽⁵⁰⁾。そしてその後も、一五八二年七月の仏国王(アンリ三世)とスイス誓約同盟間の「同盟条約」(Traité d'Alliance)⁽⁵¹⁾や一六〇二年一月の「同盟更新条約」(Traité de Renouvellement d'Alliance)⁽⁵²⁾のように、スイス同盟は一体として条約の当事者となっている⁽⁵³⁾。

しかし、常にスイス誓約同盟が一体となつて条約当事者となつていたのではない。例えば、一五七九年五月八日付の「恒久条約」(Traité perpétuel)⁽⁵⁴⁾は、アンリ三世とジュネーヴ・ベルン・ゾロトゥルン間で締結されたものである。(但し、この条約では、仏国王とベルン・ゾロトゥルン間の関係が先行し(前文)、それらの恒久平和に関する合意(前文・第一条)が先ず達成され、これにジュネーヴも加わる(第二条)という形式が採られている⁽⁵⁵⁾)。また、八年四月には仏国王とベルン・ジュネーヴ間で条約⁽⁵⁶⁾が作成されている。これらの事例から、個別の邦が条約当事者となる場合もあったという事実が確認されるのである。

スペインとスイス諸邦との間では、次のような事例が見出される。一五八七年五月には西国王(フェリペ二世)とスイス六邦との間で同盟条約⁽⁵⁷⁾が締結され、一六〇四年四月にはフェリペ三世により先王が締結した同盟条約が更新⁽⁵⁸⁾されている。さらに、三十年戦争中の一六三四年三月には再び同盟更新のための条約⁽⁵⁹⁾が締結されている。こ

れらは何れもスイス内のカトリック派諸邦を当事者とするものであって、スイス誓約同盟全体を当事者とするものではない。しかしながら、一五九五年九月には仏西両国王及びスイス誓約同盟全体が当事者となる条約⁽⁶⁰⁾も結ばれている。

以上の他にも、一五五七年八月のコンスタンツ司教とスイス七邦間の同盟条約⁽⁶¹⁾や、一六〇三年七月のサヴォワ公・ジュネーヴ間の講和条約(サン・ジュリアン条約⁽⁶²⁾)等が締結されたという事実から理解されるように、スイス諸邦がウエストファリア条約以前に締結した条約の相手側当事者は多様である。

これらの諸事例から、三十年戦争以前からスイス諸邦は帝国外の諸国と、個別の邦として、或いは邦の連合体として、条約を締結することが認められていたことが理解される。そして、その際に相手側当事者がそれら諸邦の条約当事者能力を疑問視していたとは考え難い。仮にこれを、近代国際法の理論によって説明するならば、条約締結主体であったスイス諸邦は、個別の邦としても、また邦の同盟としても、国際法人格を各国に承認されていたことになるであろう。しかしながら、このような「国家承認」に関する理論が当時存在していたとは考えられない⁽⁶³⁾。ここでは、スイス諸邦が一六世紀中の欧州国家間関係において条約締結主体として存在していたという事実を確認するにとどめるべきであろう。

尚、以上に挙げた諸事例の中で、特に同盟条約に関して指摘されるべき事柄がある。それは、スイス誓約同盟内での宗派的対立の問題がそれら同盟条約に反映されているという事実である。この時期にスイス誓約同盟を構成した一三邦は宗教的に三つの集団に区分することが可能である。即ち、プロテスタント派諸邦(チューリヒ・ベルン・バーゼル・シャフハーズン)、カトリック派諸邦(ウーリ・シュヴィーツ・ウンターヴァルデン・ルツェルン・ツーク・フライブルク・ゾロトゥルン)、そして両宗派間の平等の確保に関する特別措置が導入された諸邦(グラルス・アッペンツェル)⁽⁶⁴⁾である。これら各派は、特に、一五三一年の第二次カッペル(Kappel)講和によって、各邦

の宗派は当該邦の当局により決定されるべきこと(即ち、これは後に“*cuius regio, eius religio*”原則と呼ばれるものである。)とされたことにより、他邦や誓約同盟全体に対して宗派転向を促すことが不可能となったために、宗派的対立は固定されていた。⁽⁶⁵⁾そして、これにより宗派集団ごとと同盟結成が行われるようになり、そのために誓約同盟全体の結束は乱れ、様々な長期的悪影響が誓約同盟にもたらされた。しかしながら、宗教改革期以降の誓約同盟内部の深刻な宗派的対立も、誓約同盟自体の崩壊をもたらすことはなかった。スイス諸邦は、誓約同盟の維持を優先させ、宗派的対立を原因とする同盟崩壊が現実のものとなる以前に、妥協を常に達成させた。つまり、スイスにおいて「宗教改革は同盟全体の利益のために妥協に終わった」のであり、スイスは「宗教改革の危機を国家としては(*as a state*)概ね無傷で乗り切った」のである。⁽⁶⁶⁾

第三章 ウェストファリア講和会議及び講和条約におけるスイス誓約同盟

第一節 講和会議へのスイス誓約同盟の参加

スイスは三十年戦争に無関係であったわけではなく、一六三三年九月にはスウェーデン軍の侵入を受け、またグスタフ・アドルフからの同盟結成の要請により諸邦間の関係が緊張するなどした。⁽⁶⁷⁾そして、そのような交戦当事者による個々の領域侵害や諸々の危機が中立への意識を高め、「防衛軍事協定」(*Defensionale*)によって全スイスの防衛組織が初めて誕生するものこの時期である。⁽⁶⁸⁾これらの事例に示されるように、スイスの三十年戦争への関わり方は受動的・消極的なものであり、その基本政策は「中立」に重点が置かれ、また「一六一八年から一六四八年の三〇年間に中立の意識が確固たるものとなった」⁽⁶⁹⁾とも評されるのである。⁽⁷⁰⁾

このような三十年戦争との関わりから推測されるように、スイスのウェストファリア講和会議への対応は積極

的であつたとは言えない。(また、ウェストファリア条約の三主要当事者(神聖ローマ帝国皇帝・フランス国王・スウェーデン女王)からしても、スイスを巡る問題は当面の重要課題とは位置付けられていなかったものと考えられる。)⁽⁷¹⁾ 実際に、スイスからの講和会議への参加者は、ミュンスターでの講和交渉に参加した当時のバーゼル市長(Bürgermeister) ヴェットシュタイン(Johann Rudolf Wetstein (1594-1666))のみであつたのである。しかも、彼の正式な参加資格はバーゼル市及びプロテスタント派諸邦の代表としてであつて、スイス全体を代表したものはなかつた。⁽⁷²⁾ このヴェットシュタインのみの講和会議への参加という事態は、次のような事情によつて発生したものと考えられている。⁽⁷³⁾

スイス誓約同盟の拡大過程において、バーゼルの加盟は一五〇一年に実現する。⁽⁷⁴⁾ つまり、それは一四九九年のバーゼル講和により既存の同盟構成邦が帝国最高法院の管轄権や帝国税からの免除を皇帝から正式に獲得した後のことであつた。この事実は当該免除が同市には及ばないとする主張の根拠となり、実際に帝国最高法院はバーゼル及びその市民が自己の管轄権からの免除を享受しないものとみなしていたという。その結果、バーゼルは一五二一年に新たな帝国制度が導入されたときに、帝国クライスの割当(Kreiseinteilung)に含まれ、帝国税の支払いを要求された。また、帝国最高法院への出廷を求められ、帝国議会とクライス議会への参加者のリストに含まれるなどしたのである。⁽⁷⁵⁾ (バーゼルと同様に、一四九九年以降に誓約同盟に加盟したという事実をもつて、帝国最高法院の管轄権からの免除等を否定されていた邦として、シャフハオゼン及びアッペンツェルがあつた。)⁽⁷⁶⁾

当然のことながら、バーゼルは帝国最高法院による召喚に抵抗した。その根拠としては、皇帝により付与された諸特権や自らの自由都市としての地位が援用された。しかし、実際にはバーゼルの諸特権は、同市が信じた望んだほどには包括的なものではなく、同市は繰り返し帝国最高法院に召喚されたのであつた。⁽⁷⁸⁾

さらに、ウェストファリア講和会議当時のバーゼルに関しては、ウェストファリア講和会議に参加すべき特殊

な事情も存在した。その当時、バーゼル市民を相手側当事者とする訴訟において、満足の行く判決をバーゼルの裁判所から得ることがなかった者の若干は、当該訴をシュパイアーの帝国最高法院に提起した。そして、その場合にも、バーゼルの帝国最高法院の管轄権からの免除が問題となったが、その種の事例のうちで最も有名なものが、シュレットシュタット (Schlettstadt) のワイン商ヴァハター (Florian Wachter) を巡る次のような事例である。

一六四〇年にヴァハターはバーゼル市の輸送業者に商品の輸送を委託した。輸送の途中で当該輸送業者はフランス軍騎兵の襲撃を受け(三十年戦争の最中であつた)、馬匹も喪失した。当該輸送業者は、ヴァハターに対して賠償を求めてバーゼル市の裁判所に出訴し、判決を得た。これに対してヴァハターは、その判決を不服として、帝国最高法院に控訴した。ところが、バーゼル市当局は自らの都市民に外国の裁判所で応訴することを禁じていたため、輸送業者は帝国最高法院に出廷しなかつた。そこで、帝国最高法院は、帝国領域内にあるバーゼルの商品の差押をヴァハターに認めた。バーゼル(及びスイス誓約同盟)は、このような差押が実施された場合に発生することが予想される、ライン河沿岸の通商活動に対する深刻な影響を懸念し、皇帝の仲介に期待したが、望ましい結果は得られなかつた。そして、このような状況のもとで、フランス使節の仲介に期待しつつ、ヴェットシユタインはバーゼルからウエストファリア講和会議に向かつたのであつた。⁽⁷⁹⁾

このように、三十年戦争中にスイス誓約同盟全体としては中立的態度を保持しつつも、同盟の一員であつたバーゼルは帝国との関係で重要な法的問題を抱えていたのであり、それがスイスからのウエストファリア講和会議参加者がバーゼルのみであつたことの理由であると考えられる。そして、そのような立場を踏まえての交渉結果として、次節で見ると、バーゼルの名が特に言及されるかたちでの条文が起草され、講和条約中に含まれるようになったものと解されるのである。⁽⁸⁰⁾

但し、「スイス条項」が帝国とバーゼルの関係といういわば「帝国内問題」への考慮のみから作成されたことは妥当ではない。ボスバッハ (F. Bosbach) によれば、一六四七年一月にミュンスターにおいて皇帝側使節とヴェットシュタインの間でのスイスの帝国からの免除に関する条項についての交渉が終了したときに、皇帝の使節 (Isaak Volmar) は欧州における誓約同盟の地位についての彼の見解をある覚書 (Aktennotiz) の中で次のように要約したという。「ローマ皇帝は、スイスを「皇帝自らの」輓の下に置き得るほどに強大となることは、決してないであろう。そして、確かに皇帝は、イタリア人、フランス人、そしてスペイン人の予期される対抗措置を理由として、それを行い得ない。これらの者の何れもが、スイスが何れかの者の手中に収められることを耐⁽⁸¹⁾忍しないであろう。」つまり、一七世紀中葉における欧州国際関係の中でスイスの将来の地位は各国の関心事でもあって、帝国とスイスの関係という観点からのみならず、欧州全体の中でスイスの地位という観点からも「スイス条項」を考察することも重要であると考えられるのである。

* 本稿における引用文の綴字には現在の正字法とは異なるものがあるが、それらは全て原文のままである。また、引用文中の邦訳は、訳文や訳語の出現についての別段の言及がない限り、全て筆者 (明石) によるものである。

(1) 「ウェストファリア神話」の内容、そしてその形成過程等については、拙稿「国際法学説における『ウェストファリア神話』の形成——一七世紀後半から一九世紀の『国際法』関連文献の検討を通じて——」(一)～(三・完)」「(二)『法学研究』(慶應義塾大学) 第八〇巻 (二〇〇七年) 第六号——三三頁、(二) 同第七号五九—九八頁、(三・完) 同第八号——二八頁を見よ。

(2) 一六四八年のウェストファリア条約については、一〇月二四日に署名された神聖ローマ帝国皇帝とスウェーデン女王を主たる当事者とするオスナブリュック講和条約と同皇帝とフランス国王を主たる当事者とするミュンスター講和条約の二条約から成るとする見解と I P O 及び I P M に加えて同年一月三〇日の西蘭間条約 (C. Parry (ed.), *The*

Consolidated Treaty Series, vol. I (Dobbs Ferry, N.Y., 1969), pp. 1-118. (以下註において、この文献からの引用・参照箇所は、巻、頁数の順に、CTS, I, 1-118 のように表示する。) を含むとする見解がある。(一例として次の文献を見よ。K. Reppen, "Der Westfälische Friede: Ereignis und Erinnerung", *Historische Zeitschrift*, Bd. 267 (1998), S. 615-618.) 本稿では西蘭条約は考察の対象に含まれないものとする。

本稿で参照した I P O 及び I P M の条文は次の文献所収のラテン語版であり、条及び項の区分も同版に従っている。A. Oschmann (Bearb.), *Acta Pacis Westphalicae*, Serie III, Abteilung B (Verhandlungsakten), Band I (Urkunden) (Münster, 1998). また、その対照用として次の文献に収められているラテン語版も利用した。K. Zeumer, *Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung in Mittelalter und Neuzeit*, 2 Teile, 2. u. vermehrte Aufl. (Tübingen, 1913), Teil 2, S. 395-443. さらに、条文の邦訳に際しては、次の文献に収められているドイツ語版を参照した。A. Buschmann (Hrsg.), *Kaiser und Reich* (Nördlingen, 1984), S. 285-402.

(3) "die schweizerische Eidgenossenschaft" の邦訳語は確定されていなくように思われる。例えば、U・イム＝ホーフ(森田安一(監訳)『スイスの歴史』(刀水書房、一九九七年)では「スイス盟約者団」が使用されているのに対して、柳澤によるスイスを巡る一連の論考(例えば、柳澤伸一「スイス誓約同盟とシュヴァーベン同盟」『西南女学院大学紀要』第一〇号(二〇〇六年)三一―三九頁)では「スイス誓約同盟」が使用されている。(京大西洋史辞典編集会(編)『新編西洋史辞典(改訂増補版)』(東京創元社、平成五年)三九四頁でも "Eidgenossenschaft" は「誓約同盟」とされている。)「スイス盟約者団」という訳語は、(本論でも触れられるように)共同体的結合(その意味で人的結合の要素が強い)というその起源に着目するならば、適訳であると考えられる。それに対して、「スイス誓約同盟」という訳語は、少なくとも本稿が主たる考察対象とする一五世紀末葉以降のこの団体の実態(政治体間の同盟)に着目するならば、より適切であるものと判断される。本稿では、後者を使用することとする。

(4) I P O 第六条(I P M 第六一条)の訳文及びその解釈、特に「帝国からの完全な自由及び免除を有していること」については、本稿(第三章第二節)で論じられる。

(5) 「シュヴァーベン/スイス(人)戦争」(*Schwaben-/Schweizerkrieg*)は、論考により「シュヴァーベン戦争」或いは「スイス(人)戦争」とされている。ブレイディーによれば、この一四九九年の戦争をドイツの歴史家は「ス

イス (人) 戦争」と呼び、スイスの歴史家は「シュヴァーベン戦争」と呼ぶ傾向にあるようである。T. A. Brady, Jr., *Turning Swiss: Cities and Empire, 1450-1550* (Cambridge/London/New York, etc., 1985), p.57, n.65.

(6) 現在では、スイスの構成「州」を表す言葉としては、「カントン」(Canton) が一般に用いられているように思われる。しかし、「カントン」を使用する場合には、現在の「スイス連邦」という統一された(国際法人格の享有主体としての)連邦国家の存在を前提として、その構成「州」であるとの印象を読者に与える恐れがあると考え、本稿では「邦」という訳語を使用することとした。

(7) 齊藤泰「帝国国制における原スイス永久同盟」森田安一(編)『スイスの歴史と文化』(刀水書房、一九九九年)四—五頁。

(8) G. Köhler, *Historisches Lexikon der deutschen Länder*, 7. Aufl. (München, 2007), S.731-732.

(9) 森田安一『スイス 歴史から現代へ(三補版)』(刀水書房、一九九四年)八一頁。

(10) 「八古邦」の各々による帝国からの特権獲得、誓約同盟締結等に関しては、次の文献を見よ。W. von Wartburg, *Geschichte der Schweiz* (München, 1951), S.42-48; K. Mommsen, *Edgenossen, Kaiser und Reich* (Basel/Stuttgart, 1958), S.213-241; H. C. Peyer, *Verfassungsgeschichte der alten Schweiz* (Zürich, 1978), S.26-85.

(11) 「属邦」とは、完全な権利を有する邦の集団と一種の条約により結合した共同体 (Gemeinwesen) のことであり、通常この結合は保護関係から発生する属邦の側の負担の根拠となった。属邦は誓約同盟の共同支配に全く参与することなく、また、同盟の会議における代表の参加も制限ないしは全く否定されていた。U. Im Hof/P. Ducrey/G. P. Marchal/N. Morard, *Geschichte der Schweiz — und der Schweizer*, Bd.I (Basel/Frankfurt a. M., 1982), S.379.

(12) イム・ホーフ、前掲書(前註(9))、七〇頁；Im Hof/Ducrey/Marchal/Morard (Anm.11), Bd.I, S.376.

(13) H. Legras, *Grundriss der schweizerischen Rechtsgeschichte* (Zürich, 1935), S.57-58. また、スイス諸都市は上級領主の権利を頻繁に買い取るなど、自立の程度が高かったようである。レクラスはまた「スイスの」諸都市に対する領主の支配権 (Herrschaft) は保護権 (Protektorat) でしかなく、それが「都市にとって」有用であると思われる限りにおいて耐えられた」と述べている。Ebd., S.58.

(14) Köbler (Anm.8), S.653; von Wartburg (Anm.10), S.35. 尚、原スイス永久同盟の設立文書は、溪谷共同体間の相

- 互援助についての誓約を中心としている。その詳細については、斉藤、前掲論文(前註(7))、一九二五頁を見よ。
- (15) 森田安一『物語 スイスの歴史』(中央公論新社、二〇〇〇年)五六頁。また、森田は別の著作において、次のようにも述べている。「この『永久同盟』によって一般に『スイスの独立』という表現が使われるが、実態は独立からははるかに遠いものである。」森田、前掲書(前註(9))、八三頁。
- (16) イム・ホーフ、前掲書(前註(3))、三〇—三二頁。
- (17) Köbler (Ann.8), S.653.また、この拡大過程においては、誓約同盟諸邦と低地(北部)同盟(Niedere Vereinigung)(シュトラスブルク(Strasbourg)・シュレットシュタット(Schlettstadt)・バーゼル・コルマル(Kolmar))との間で相互武力援助同盟も結ばれている。(Im Hof/Ducrey/Marchal/Morad (Ann.11), S.303.)
- (18) 特に、一四九三年に対トルコ戦費捻出のために帝国全域に課されたゲマイナー・プフェニヒ(Gemeiner Pfennig)に対する拒絶反応は強かったようである。(ゲマイナー・プフェニヒについては次の文献を見よ。P. Moraw, “Der <Gemeine Pfennig>: Neue Steuern und die Einheit des Reiches im 15. und 16. Jahrhundert”, U. Schultz (Hrsg.), *Mit dem Zehnten fing es an: Eine Kulturgeschichte der Steuer* (München, 1986), S.130-142.) この問題に際して、スイス側はフランセス(シャルル八世)との条約を一四九五年一月一日に締結し、帝国を牽制したという。(J. M. Luck, *A History of Switzerland* (Palo Alto, California, 1985), pp.108-109.) この点にも、当時のスイスが自主的に「外交」を展開し、「条約締結権」を行使していたことが表れていると言えよう。
- (19) ミッタイスは、一四九五年以降帝国最高法院の命令がスイスに適用されなかったことの理由の一つとして、「バーゼルを除く」スイスにおいて所謂ローマ法の継受が弱かったことを指摘している。H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*, neubearbeitet von H. Lieberich, 18., erw. u. erg. Aufl. (München, 1988), S.323.
- (20) Luck (note 18), pp.108-109.
- (21) 以上の経緯の詳細については、次の文献を見よ。J. K. Bluntschli, *Geschichte des schweizerischen Bundesrechts von den ersten ewigen Bündnen bis auf die Gegenwart*, Bd. 1 (Zürich, 1849), S.7 ff. W. Oechsl, *History of Switzerland 1499-1914* (Translation from the Germany by E. Paul and C. Paul) (Cambridge, 1922), pp.1-207. L. Carlen, *Rechtsgeschichte der Schweiz*, 2. Aufl. (Bern, 1978), S.26-27.

- (22) P. H. Wilson, *The Holy Roman Empire 1495-1806* (London/New York, 1999), p.15. (尚、この引用箇所の訳は P・H・ウィルソン (山本文彦 (訳)) 『神聖ローマ帝国 1495-1806』(岩波書店、二〇〇五年) 二五頁に従った。)
- (23) イム・ホーフ、前掲書 (前註(2))、一二二―一二三頁。
- (24) R. G. D. Laffan, "The Empire under Maximilian I", G. R. Potter (ed.), *The New Cambridge Modern History*, vol. I (The Renaissance 1493-1520) (Cambridge, 1957), p.206. (尚、引用訳文中の「」内は明石による。以下同様。)
- (25) E. A. Beller, "The Thirty Years War", J. P. Cooper (ed.), *The New Cambridge Modern History*, vol. IV (The Decline of Spain and the Thirty Years War 1609-48/59) (Cambridge, 1970), p.358.
- (26) 京大西洋史辞典編纂会 (編)、前掲書 (前註(3))、三九四頁。更に『ドイツ領邦歴史辞典』における「一六四八年に二三邦及び一〇属邦からなる誓約同盟は帝国から離脱した」とされている。Kobler (Ann.8), S.653.
- (27) 例えば、ブライス (J. Bryce) は彼の著書『神聖ローマ帝国』において、「神聖ローマ皇帝」マキシミリアンは一五〇〇年に条約によってエンガディヌス「スイス東部イン (Inn) 川上流の溪谷」の農民 (the peasants of the Engadine) が事実上独立であることを承認した」ものの「一六四八年のウェストファリア条約まではスイス同盟は公法の観点からすれば主権国家ではなかった」(J. Bryce, *The Holy Roman Empire*, new ed. (London, 1925), pp.353-354. 但し、ブライスはここで重要な指摘を同時に行っている。即ち、「その「一六四八年と云う」日付以降であつても若干の都市は帝国の双頭の鷲をそれらの都市の硬貨に刻印し続けた」のである。と」⁶、別に箇所でも「オランダ諸州連合 (the United Provinces of Holland) 及びスイス同盟 (the Swiss Confederation) は一六四八年に独立であることを宣言された」(Ibid., p.389.)、⁷ここを繰り返している。
- (28) P. Stadler, "Die Schweiz und das Reich in der Frühen Neuzeit", V. Press (Hrsg.), *Alternativen zur Reichsverfassung in der Frühen Neuzeit?* (München, 1995), S.138.
- (29) 伊藤宏二『ヴェストファーレン条約と神聖ローマ帝国：ドイツ帝国諸侯としてのスウェーデン』(九州大学出版会、二〇〇五年)、九九頁。
- (30) H. Sierist, "Reichsreform und Schwabenkrieg: Ein Beitrag zur Geschichte der Entwicklung des Gegensatzes zwischen der Eidgenossenschaft und dem Reich", *Schweizerische Beiträge zur allgemeinen Geschichte*, Bd.5 (1947),

S.114. 柳澤¹⁵⁾の「通説」がエクスリの一八九〇年の論文(W. Öchsli, "Die Beziehungen der schweizerischen Eidgenossenschaft zum Reich bis zum Schwabenkrieg", *Hilfs) Politisches Jahrbuch der schweizerischen Eidgenossenschaft*, Bd.5 (1890), S.302-616.)により確立され、現在でもスイス及びドイツ、さらには日本の学界においても広く支持されているとする。柳澤、前掲論文(前註(3))、三一頁。また、柳澤自身は別の論考で歴史学における「通説」を次のように纏めている。即ち、スイス誓約同盟は「一四九九年のバーゼルの和約で事実上独立していたが、この和約後に加盟し、帝室裁判所「帝国最高法院」へ召喚されつづけた新邦も含めて全邦が、帝国からの独立をこの「ウェストファリア」条約で承認された、というのである。」(もともと、柳澤自身は「通説」に対して疑問を提示している。) 柳澤伸一「ウェストファリア条約のスイス条項」『西南女学院短期大学研究紀要』第四八号(二〇〇一年)一頁。

但し、エクスリの一八九〇年論文に関しては、若干説明が加えられるべきである。即ち、同論文は、専らバーゼル講和までを扱っており、その最終頁において「バーゼル講和は、ドイツの側からのスイスの独立(Unabhängigkeit)の承認に劣るなものをも意味しなかった」(S.616.)と述べた上で、「一六四八年のウェストファリア条約はスイスの帝国からの完全な独立を述べながら、何らの新たな権利も創出しなかった」云々と簡単に触れているのみである。エクスリが「通説」を完全な形で提示しているのは、一九二二年の英訳版(Oechsli (note 21))に結実する彼のスイス史概説書であるものと推定される。(この英訳版の編集者(G. W. Prothero)による同書の「序文」によれば、エクスリ自身の手による独語版の出版は戦争やその他の理由から延期されており、英訳版の底本は(少なくとも英訳版公刊時には)未公刊であった模様である。)この英訳版においてエクスリは、シュヴァーベン戦争以前に誓約同盟が帝国への軍役提供や納税を行わなかったことや、帝国議会の決定や帝国最高法院の判決に従わなかったこと等を挙げ、[「このような実行についての言及を」]正式な文言は回避したものの、バーゼル講和はスイスの帝国からの事実上の分離(the practical separation)を確定した」(p.14.)と述べると同時に、「[ウェストファリア条約によって]欧州の独立国家(an independent European state)として遂に承認された」(p.197.)としているのである。

(15) A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations*, revised ed. (New York, 1958), pp. 61-62.

(16) K.-H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte*, 2. Aufl. (München, 2007), S.122.

- (33) A. Truyol y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), p.66.
- (34) W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984) S.217. 尚、グレーヴェは、仲裁条項を含む文書の例として一八九一年のスイス諸邦の設立条約 (Gründungsurvertrag) を挙げている。Ebd., S.129.
- (35) C. G. Roelofsen, "De Periode 1450-1713", A. C. G. M. Eyffinger (red.) *Compendium Völkerrechtsgeschiedenis*, 2^e druk, (Deventer, 1991), p.79.
- (36) D. Gautier, *Histoire du droit international* (Rennes, 2005), p.386.
- (37) H. Legohérel, *Histoire du droit international public* (Que sais-je?) (Paris, 1996), p.6.
- (38) E. de Vattel, *Le droit des gens ou principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (1758) (The Classics of International Law (Washington, D.C., 1916)), Livre I, Chapitre xviii, §202. (以下、註におけるこの著作からの引用・参照箇所は、篇 (Livre)・章 (Chapitre)・節 (§) を、例えば、"I, xviii, 202" のように表示する。)
- (39) *Ibid.*, IV, vi, 79.
- (40) また、例えば、保護国に関する議論の中でオーストリア公のルツェルンに対する保護権の例が挙げられている (*Ibid.*, I, xvi, 196.) ここに典型的に現れているように、帝国が関連する事例の引用はスイス (Corps Helvétique) との関係の中で行われている場合が多く、ヴァッテルの関心がスイスや、さらには彼の出身地であるヌーシャテル (Neuchâtel) を巡る事例に傾いていたことを窺わせる。(スイス(或いは諸邦)が関連する事例については次の箇所を見よ。 *Ibid.*, e.g., I, i, 10; II, xvi, 244; III, xiii, 203. また、ヌーシャテルの事例については次の箇所を見よ。 *Ibid.*, e.g., I, v, 66; II, vii, 85; II, viii, 111; III, iv, 98; VI, v, 60.)
- (41) H. Wheaton, *History of the Law of Nations in Europe and America, from the Earliest Times to the Treaty of Washington, 1842* (New York, 1845), p.70. 因みに、この英語版は、仏語で一八四一年に公刊された『欧州国際法史』 (*Histoire des progrès du droit des gens en Europe* (Leipzig, 1841)) に大幅な改訂及び増補を加えたものである。
- (42) 本稿執筆に際して参照した「バーゼル講和」の条文は、次の文献に収められているものである。A. Ph. Segesser (Bearbeiter), *Die Eidgenössischen Abschiede*, Band 3, Abteilung 1 (aus dem Zeitraume von 1478 bis 1499) (Zürich,

- 1858), S.758-764. 尚、その原本はチューリッヒ州公文書館 (Staatsarchiv Zürich) 所蔵のものとされている。
- (43) Im Hof/Ducrey/Marchal/Morard (Ann. 11), S.320.
- (44) F. Gallati, "Die formelle Exemption der Schweiz vom Deutschen Reich im Westfälischen Frieden", *Zeitschrift für schweizerische Geschichte*, Bd.28 (1948), S.455. ガラティは、(本稿前註(27)で挙げたフライスの著書でも触れられている事柄にも関連するが)「一六世紀において誓約同盟内の諸都市で硬貨にハプスブルク家の紋章である双頭の鷲を刻印したことに付いてすらも「過去への追憶でしかない」とする。(Ebd.) ガラティは同時に、「[スイス誓約同盟の一三邦の中で]それらの完全な主権についての皇帝及び帝国からの正式な承認をかつて要求したものは一つとしてなかった」し、完全な主権をそれらが保持したこともなかったのであり、それは「誓約同盟全体においても同様であった」とし、「むしろ、それら全て[の邦]は、自己の自立 (Selbständigkeit) と自由を部分的には正統に、部分的には武力をもって獲得されたか、誓約同盟への結合を通じて得られた財産 (Gut) — その不可侵性はそれら[諸邦]にとってもはや疑念の余地のないものであった——として見なしたのである」としている。(Ebd., S.453)
- (45) Ebd. S.454.
- (46) E. Bonjour/H. S. Ofler/G. R. Potter, *A Short History of Switzerland* (Oxford, 1952), p.139.
- (47) C. Sieber-Lehmann, "Die Eidgenossenschaft und das Reich (14-16. Jahrhundert)", M. Jorio (Hrsg.), 1648: *Die Schweiz und Europa. Aussenpolitik zur Zeit des Westfälischen Friedens* (Zürich, 1999), S.27-28.
- (48) Sigist (Ann.30), S.114-141. (引用部分は139頁。)
- (49) J. Du Mont (éd.), *Corps universel diplomatique du droit des gens*, Tome I, Partie i - Tome VIII, Partie ii (Amsterdam/La Haye, 1726-1731), Tome IV, Partie i, pp. 248-251. (以下、註におうじの文献からの引用・参照箇所は、巻 (Tome)・部 (Partie)・頁の順に *Du Mont*, IV, i, 248-251. のように表示する。)
- (50) また、一五二一年には「永久同盟」(l'alliance perpétuelle) が締結されている。その内容は、仏国王からの諸邦への金銭的援助に対して、スイス側からは兵力を提供するといふものであり、このような制度は一五八一年までは充分に機能したとされている。M. H. Körner, *Solidarités financières suisses au seizième siècle* (Lausanne, 1980), pp.409-410.

- (51) *Du Mont*, V, i, 429-431.
- (52) *Du Mont*, V, ii, 18-21.」の条約の名称では「更新」とされているが、その前文中で、シャルル七世（在位一四二二年—一四六一年）以来のフランスの歴代国王によって維持されてきたスイス諸邦との同盟関係を「更新」という意図が示されている。尚、同様の「同盟更新条約」は、一五六四年二月七日付でシャルル九世とスイス誓約同盟間とで締結されている。*Du Mont*, V, i, 129-131.
- (53) 尚、一六一三年一月二〇日付でチューリヒが一六〇二年の仏国王・スイス誓約同盟間の同盟に加わる旨の文書がある。*Du Mont*, V, ii, 234-235.
- (54) *Du Mont*, V, i, 347-349.
- (55) ジュネーヴの地位を巡る紛争では、同じく一五七九年五月八日付でジュネーヴ保護のための条約が仏国王とベルン・ゾロトゥルン間で作成されている。*(Du Mont (Supplement), II, i, 180-185)*。チューリヒは一六〇五年八月二八日付でこの同盟条約に加盟する旨の宣言を行っている。*(Du Mont, V, ii, 55)*。また、一五七九年の条約については、川合が次のように記述している。「宗教改革後、新教のローマとなったジュネーヴは、カトリックのサヴォワによる併合の脅威に絶えず脅かされ続けたが、巧みな外交と同盟関係によってかろうじて独立を維持した。フランスは、一五七九年、アンリ三世の時代に、ベルンとともにジュネーヴを保護する『ソルール協約』に参加した。フランスの参加は、ジュネーヴがフランスの進めるスイス政策の門口に位置するという地政学的事情と、スイスに食指を伸ばすサヴォワに対抗しようとする意図の結果であった。一五八四年には、それまでのベルンとジュネーヴ、二都市の相互防衛同盟に新たにチューリヒが加わり、三都市同盟に発展した。」川合清隆『ルソーとジュネーヴ共和国』（名古屋大学出版会、二〇〇七年）一三四—一三五頁。尚、『ソルール協約』はゾロトゥルンの仏名（Soleure）に由来するものと考えられる。
- (56) *Du Mont*, V, i, 477-479.
- (57) *Du Mont*, V, i, 459-462. 尚、参加諸邦は次の通りである。ルツェルン・ウーリ・シュヴァイツ・ウンターヴァルデン・ツーク・フライブルク。（本文（及び次註）に挙げた一六〇四年四月の同盟更新条約の前文によれば、この同盟には一五九七年にアッペンツェルが加盟している。）本文でも触れられているように、これらはカトリックを奉ず

る邦である。

(58) *Du Mont*, V, ii, 38-39. 一五八七年の同盟条約第一四条において同条約の有効期限がフェリペ二世の死去までとされていたことから、フェリペ三世により更新されることになったものと推定される。

(59) *Du Mont*, VI, i, 62-68.

(60) *Du Mont*, V, i, 517-518.

(61) *Du Mont*, V, i, 13-14. 参加諸邦は次の通りである。ルツェルン・ウーリ・シュヴィーツ・ウンターヴァルデン・上及び下ケルンヴァルト (Ob- und Nid dem Kernwald)・ツーク。また、これら諸邦に帰属する諸都市・地域(属邦)も含まれることになっている。

(62) *Du Mont*, V, ii, 26-30. サヴォワ公がジュネーヴ侵入に失敗し、同市に対する権利主張を放棄した条約。これにより、ジュネーヴは一七九二年まで約二〇〇年にわたる平和を享受することになる。Luck (note 18), p.186.

(63) 例えば、クロフォードは、グロティウス、ブーフエンドルフ、ヴィトリア、ヴァッテルの「国家」に関する理論を紹介した後に、次のように纏めている。「それら初期の学者たちは時折「国家」承認に関する諸問題を取り扱ったが、一八世紀中葉以前の国際法 (the law of nations) の中で、承認「理論」は独立した場所を有しなかった。」また、国際法において国家の存在が問題となるのは「一九世紀の学者による徹底的な実証主義の国家性の観念と承認理論への適用」が行われたところであると考えられる。J. Crawford, *The Creation of States in International Law* (Oxford, 1979), pp.5-10.

(64) H. R. Guggisberg, "The Problem of 'Failure' in the Swiss Reformation: Some Preliminary Reflections", E. I. Kouri/T. Scott (eds.), *Politics and Society in Reformation Europe (Essays for Sir Geoffrey Elton on His Sixty-fifth Birthday)* (London, 1987), pp.190-191.

(65) *Ibid.*, pp.191-192.

(66) *Ibid.*, pp.190 et 205.

(67) Luck (note 18), pp.191-199.

(68) P. Stadler, "Der Westfälische Friede und die Eidgenossenschaft", H. Duchardt (Hrsg.), *Der Westfälische*

- Friede — Diplomatie, politische Zäsur, kulturelles Umfeld, Rezeptionsgeschichte* (München, 1998), S.373. 一六四七年の防衛軍事協定 (Wiler Defensionale) ではなく、三六〇〇〇名で構成される兵制が規定されていると述べている。R. Abegg, *Die alte Eidgenossenschaft. Eine Versuch über die Genossenschaft* (dissert., Basel, 1964), S.76-77. 但し、カトリック派諸邦は一六七〇年代には防衛軍事協定から離脱している。Im Hof/Ducrey/Marchal/Morard (Ann.11), S.302. (前掲“Defensionale”の「防衛軍事協定」という訳語は、イム・ホーフ、前掲書 (前註(3))、一二二—一二五頁に従った。)
- (69) Stadler (Ann.28), S.136.
- (70) 三十年戦争中にスイスが自己の中立的立場を独自に維持しようとしたことにも、帝国からの (少なくとも、政治的な) 独立性の高さが示されていると言えよう。
- (71) シュタトラーは、*Acta Pacis Westphalicae* に見られる主要三当事者の訓令の中でのスイス諸邦への言及はせいぜい付随的でしかない」としている。Stadler (Ann.68), S.373.
- (72) Luck (note 18), p.199; F. Dickmann, *Der Westfälische Frieden*, 7. Aufl., (Münster, 1998), S.199. 但し、ヴェットシュタインが、正式な資格が限定されていたにも拘らず、スイス全体のために交渉に当たったこの指摘がある。(Luck (note 18), p.199.) また、アベックは、「旧教派諸邦は協働を拒否した」ものの、ヴェットシュタインは誓約同盟全体のために交渉したとする。(Abegg (Ann.68), S.77.)
- (73) ヴェットシュタインの任務の詳細については次の文献を見よ。J. Gauss, “Die westfälische Mission Wettsteins im Widerstreit zwischen Reichsration und Souveränitätsidee”, *Zeitschrift für schweizerische Geschichte*, Bd.28 (1948), S.179-182.
- (74) *Stiftung Historisches Lexikon der Schweiz* (Hrsg.), *Historisches Lexikon der Schweiz*, Bd. 1 (Basel 2002), S.746. 本稿で以下に述べられるバーゼルの加盟を含む一五・一六世紀中のスイス誓約同盟の拡大経緯については、次の文献を見よ。G. Vogler, *Europas Aufbruch in die Neuzeit 1500-1650* (*Handbuch der Geschichte Europas*, Bd. 5) (Stuttgart, 2003), S.102-106.
- (75) 「帝国クライス制度」とは、帝国を複数の地域 (クライス (Kreis)) に分割し、当該区域の帝国等族により構成される協同組織に一定の帝国事務執行の権能を委ねる制度である。この制度の詳細については、差し当たり次の文献

を見よ。J. Müller, "Die Entstehung der Kreisverfassung Deutschlands von 1383 bis 1512", *Deutsche Geschichtsbilder*, Bd.15 (1914) (6./7. Heft), S.139-169; W. Dotzauer, *Die deutschen Reichskreise in der Verfassung des alten Reiches und ihr Eigenleben (1500-1806)* (Darmstadt, 1989) : 山本文彦『近世ドイツ国制史研究—皇帝・帝国クライス・諸侯—』(北海道大学図書刊行会、一九九五年) 四七—七二頁。また、一五九三年から一六〇七年の対トルコ戦争の遂行過程において、帝国クライスが帝国軍動員の基本単位に位置付けられたことに示されているように、帝国クライスは外部勢力からの帝国防衛の役割も果たした。渋谷聡『近世ドイツ帝国国制史研究—等族制集会と帝国クライス—』(ミネルヴァ書房、二〇〇〇年) 一〇九—一二五頁。

(76) Gallati (Ann.44), S.456.

(77) Stadler (Ann.28), S.137. 尚、次の論考ではバーゼルと並んでシャフハオゼンのみが挙げられている。Gallati (Ann.44), S.456.

(78) B. Braun, *Die Eidgenossen, das Reich und das politische System Karls V.* (Berlin, 1997), S.202. バーゼルは、帝国最高法院の管轄権からの免除等について、誓約同盟への帰属を論拠として援用しなかったが、これは他の諸邦とは異なるものであった。

(79) Gallati (Ann.44), S.457-458. 尚、エッガーは、バーゼルのウエストファリア講和会議参加の契機として、同市を巡る二件の法律問題が帝国の裁判所に付託されたという事実を挙げている。F. Egger, "Johann Rudolf Wettstein, envoyé par la Confédération helvétique au congrès de paix de Westphalie", J.-P. Kintz/G. Livet (éd.), *350^e anniversaire des Traités de Westphalie 1648-1998: Une genèse de l'Europe, une société à reconstruire* (Strasbourg, 1999), p.191.

(80) A. Osiander, "Sovereignty, International Relations, and the Westphalian Myth", *International Organization*, vol.55 (2001), p.267. 尚、バーゼルが発したヴェットシュタインに対する訓令では、帝国の裁判所に付託された事件のバーゼルへの移送とスイスの自由及び講和への参加の保証等が記されており、「帝国からの正式な分離」は問題とされていなかった。ところが、彼は、一六四七年二月二〇日にスイス誓約同盟全体の名による信任状を受領すると、スイス全体の帝国からの独立とその国際的承認を目的とするようになり、スイスを「自由にして主権的な国家」(Etat

libre et souverain) は、なにかの強要によるものではない。 Egger (note 79), pp.192-193.

- (18) F. Bosbach, "Die Eidgenossenschaft im Spannungsfeld der Grossmächte 1646 bis 1648 anhand der *Acta Pacis Westphalicae*", M. Jorio (Hrsg.), 1648: *Die Schweiz und Europa: Aussenpolitik zur Zeit des Westfälischen Friedens* (Zürich, 1999), S.41. 上のボスバッハの論考では、特に「エルザスのフランスへの譲渡との関連におけるスイスの地位について論じられている」。